

No.	種別	質問内容	回答	掲載日
1	応募方法	本実証で利用するシステム、機器に関する製造国について制約はあるか。	製造国について制約はございません。ただし、いずれの機器においても公募要領2.2.1「実証環境の構築」に記載のとおり、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講じていることが必要であり、当該要件を満たしている旨を具体的に提案書で説明を記載してください。また、ご提出いただいた提案書及び付随資料3の内容を踏まえ、サプライチェーンリスクの観点から、必要に応じて補足資料等の提出を依頼する可能性があります。	2022/6/7
2	実証環境	「端末システム試作事業」における端末システム試作者は、実証環境の整備が必要とあるが、技術実証と課題実証が何らかの方法で実現できれば、必ずしも必要ではないと考えてよいか。 (具体的に言えば、実験試験局免許の取得など)	技術実証及び課題実証の実施に必要な実証環境を整備いただくようお願いいたします。 例として記載いただいた「実験試験局免許の取得」につきましては、試験であっても電波発射を伴う内容であれば免許取得が必要となりますのでご対応をお願いいたします。なお、当該免許局取得に係る費用は計上できませんためご留意願います。 環境整備にあたっては、自社整備・他社環境を問いません。	2022/6/7
3	技術実証	ワイヤレスエミュレータ活用社会推進フォーラムへの参加の公開時期等を教えていただきたい。	ユーザーフォーラムに関する詳細が判明次第、お知らせします。	2022/6/7
4	契約	「令和4年度課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」【端末システム試作事業】の公募要領2.8.1成果物(4)端末システムを構成する発明品等の記載で、「端末システム一式(本端末システム試作事業で最終的に構築されたもの)」との記載があるが、同時に並行して評価するために端末システム(端末1台)を複数システム(端末複数台)構築した場合は、一式(端末1台)のみ提出すると理解してよいか。	原則一式(端末1台)をご納品頂くことを想定しておりますが、構築内容等に応じて最終的な納品台数を調整させていただきます。なお、同一機能のシステム(端末)を複数構築する場合は、その理由(何故一式の構築では必要な検証ができないのか等)もあわせて記載願います。	2022/6/7
5	応募資格	【端末システム試作事業】に対し、国立大学法人は応募資格があるか。	公募要領の要件を満たす体制であれば応募は可能です。 なお、本件の契約形態は「請負契約」であり、成果及び事業の履行体制等に関する詳細の要件があります。助成金・補助金(委託事業)に類する形態ではありませんので、十分にご留意いただければ幸いです。また、評価・審査につきましては、公募要領に記載のとおり、製品化等の実装に資する取り組みを重視しております点も、ご留意いただければ幸いです。	2022/6/7
6	契約	半導体不足や世界情勢の変動リスクによる必要機器調達遅延等が主たる要因で成果物納品に遅延が生じた場合の扱いはどうなるのか。	遅延要因を踏まえ、総務省様と扱いを協議することになりますので、現時点ではご回答はいたしません。 なお、実証コンソーシアム/端末システム試作者等再委託側に起因して不履行と判断された場合、再委託側が全ての責任を負います。	2022/6/7
7	事業概要	昨年度との差異を教えてください。	過年度事業の結果から明らかになった課題等を踏まえていることが前提となりますが、具体的には公募要領(特に今年度事業のポイントとして1.2「事業概要及び公募対象」、3.2「審査基準」等)をよくご確認ください。あわせて、公募説明会資料・動画もご確認ください。	2022/6/7
8	応募方法	【様式5】支出計画書の、2. 民間の費用負担に関する申告書についてこの申告書の位置づけやシートの意味をご教示いただきたい。	本事業の遂行にあたって、実証コンソーシアム側で自己負担する金額を自己申告頂くための様式です。総務省事業費(上限額内)の内訳書とあわせて、評価・審査時の参考資料とさせていただきます。もし自己負担がないようでしたら「0」と記載してご提出ください。	2022/6/7
9	応募方法	【付随資料3】サプライチェーンリスト対策に係る資料について公募要領4.1.2(3)で、調達予定機器一覧に記載したものは代替候補を1つ以上検討し、様式にしたがって記入する事とあるが、代替となるものがなかった場合、調達に問題がなければ記載なしでもよいか。	公募要領に記載のとおり、本実証で導入するシステムについては、「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(関係省庁;令和3年7月一部改正)等に留意し、実証体制側においてサプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講じていることが前提ですが、【付随資料3】は本実証で導入するシステムのサプライチェーンリスクを可能な限り客観的な指標で確認するために提出いただくものです。 そのため、実証体制側で想定する調達リスクの高低に関わらず、本実証で導入するシステム(対象機器は公募要領4.1.2(3)参照)について代替候補機器を記載ください。記載いただいた代替機器候補に懸念点がある場合には、「備考等」の欄に記載ください。	2022/6/7
10	応募方法	「開発実証事業」「特殊な環境における実証事業」「端末システム試作事業」のそれぞれに応募することは可能か。	複数の事業に応募頂けます。	2022/6/7
11	実証環境	端末システム試作事業でのテストベッド技術実証についてテストベッドに端末を持ち込んでの実証になると考えているが、端末の免許はテストベッド側で特定無線局の包括免許を取得され、持ち込む端末は技適No等必要な情報を伝えれば、本包括免許の1台として使用できるという認識でよいか。	テストベッド環境の免許申請については採択後に詳細をご案内予定です。公募説明会資料に記載のとおり、現時点では端末システム試作者様側で免許取得頂く可能性もありますので、その点も踏まえてご準備頂ければと存じます。	2022/6/10

No.	種別	質問内容	回答	掲載日
12	応募方法	【様式1】3項のR3年度応募実績(応募要領P31)について 昨年応募しているが、前年度とは実証提案内容が全く異なっている。こうした場合についても記載は必要か。	公募要領4.1.2(2)に記載のとおり、応募実績は実証コンソーシアム代表機関が同一か否かに関わらず、実証地域やユースケースおよび想定するユーザ企業(実施体制内外問わず)等から判断するものとします。その観点から、今年度のご提案が全く異なる場合は、記載は不要です。ご提案にあたっては、過年度採択案件や当該報告書を適宜参照頂ければと存じます。	2022/6/10
13	応募方法	【付随資料3】「サプライチェーンリスク対策に関する資料」について 1) 設立準拠法を開示しないメーカーの機器を選定した場合は無記入でもよいか。 2) 調達予定機器が唯一無二の機能、製品だった場合は代替候補機器の選定は不要か。 3) 調達予定機器と代替候補機器は必ずしも同じ価格とはならないと想定している。代替候補機器の総額が提案上限額を超過していたとしても評価には影響がないと考えてよいか。 4) 対象機器①～⑥の記載があるが、例えば④伝送路設備とはSFPやONUのような部材も含まれるか。	1) 設立準拠法を開示していないメーカーの機器の場合は、当該箇所は空欄とし、「備考等」の欄にその旨を記載ください。なお、ご提出いただいた情報をふまえ、当該機器のサプライチェーンリスクを客観的に確認するため、必要に応じて事務局から補足資料等の提出を求める可能性がございます。 2) 調達予定機器が唯一無二の機能、製品である場合でも、サプライチェーンリスク対策の観点から、原則として提案いただく検証項目を実施可能な代替候補機器を選定いただきたく存じます。代替候補機器の選定が不可能である場合には、その旨を「備考等」の欄に記載ください。 3) 支出内訳は評価には影響ございませんが、実際に調達予定機器が何らかの理由で調達できず代替候補機器を調達することになった場合においても事業費は変更できませんのでご了承ください。 4) 伝送路設備は光ファイバを用いたものであって、交換設備と基地局間の通信に使用するものに限りません。そのため、SFPやONUのような部材は含まれません。	2022/6/10
14	課題実証	公募要領2.2.3(2)1)C.効果検証において「なお、効果検証に関わる測定指標等については、(中略)必要に応じて協議を行った上で実施するものとする」とあるが、提案書の段階では測定項目や目標値、KPIなどの記載は不要ということか。	提案書では、できる限り課題解決効果を表す適切な定量値について定義し、具体的な測定・検証方法を記載ください。なお公募要領3.2「審査基準」の「実証内容の具体性」に記載のとおり、審査の観点として検証項目等の実証内容の具体性を含んでおります。	2022/6/10
15	契約	採択の予定日は確定しているのか。	公募要領1.3に記載のとおり、「実証コンソーシアム及び端末システム試作者の選考、決定通知」は令和4年7月～8月を予定しておりますが、具体的な日付は確定しておりません。	2022/6/10
16	契約	1) 代表団体のプロジェクトマネージャーに実績がない場合、コンソーシアムメンバーにて支援することで代替することは可能か。 2) 各責任者はプロジェクトマネージャーや会計処理責任者等と兼務することは可能か。必ず正・副が必要か。	1) 公募要領2.3.2に記載のとおり、プロジェクトマネージャーには本事業規模相当のプロジェクトを統括する等の実績が求められます。かつ、実証コンソーシアム/端末システム試作者代表機関は公募要件及び公募要件に準ずる仕様書に係る一義的な責任を負い、プロジェクトの進捗管理等に必要な経験又は同等の能力を有する体制を確保することが求められるため、コンソーシアムメンバーによる支援を排除するものではございませんが、コンソーシアムメンバーによる支援を前提とした体制は認められません。 2) 事業を確実に履行できる体制であれば、役割の兼務は可能です。また、各役割について正・副を設置することが原則となりますが、重複しても良いものとします。	2022/6/10
17	契約	発明品とはどのようなものを指すのか。できれば具体例をお示しいただきたい。	定義については、注文条件(案)22条をご参照願います。具体的には本実証・事業費を用いて開発したソリューション(ソフトウェアモジュール、I/F等)・端末システム等ハードウェアを指します。	2022/6/10
18	契約	今年度も精算業務ではなく、通常の委託(請負)業務という理解でよいか。	公募要領2.3.1に記載のとおり、昨年度と同様に、実証コンソーシアムの代表機関は、当社と請負契約を締結します。また、本事業実施にあたり、各実証コンソーシアム/端末システム試作者は、経費の適切な使用が求められていますので、別途当社より提示する経理処理マニュアルに従って、事務局に対し経理処理の状況及び証憑のコピー(PDF)等の提出頂きます。事務局にて検査(経理検査)し、適切性を確認した上で、事業費を確定します。	2022/6/10
19	その他	来年度以降の当該事業の実施見込みについて情報がありませんでしたら教えてください。	本事業は今年度が最終年度となります。次年度以降について現時点でご案内できる情報はございません。	2022/6/10
20	実証環境	今回の公募について、キャリア5Gもしくはローカル5Gのレンタル等の期間限定スキームでも公募可能なのか。 P17に記載されている「実証で構築したローカル5G等の通信環境について、実証終了後もユーザ企業等において継続的に利用すること。」の記載について、昨年度は「利用を検討すること」になっていた。今年度は、継続実施が必須という理解になるのか(期間限定は認められない)。	昨年度と同様に、キャリア5Gもしくはローカル5Gのレンタル等の期間限定スキームを用いた実証は可能です。ただし、いずれもその理由及び次年度以降の実装に向けた環境整備等の対応方法についてご説明願います(ローカル5G設備を新規で導入する予定等)。本事業が実装を見据えた実証を重視している点についてご留意いただければと存じます。	2022/6/10

No.	種別	質問内容	回答	掲載日
21	実証環境	普及啓発活動として3分程度の動画を作成するが、制作した動画の権利は誰に帰属するのか。コンソーシアム構成企業が契約期間終了後に広報活動や営業活動に利用することは可能か。	成果物として納入された動画の権利は総務省に帰属します。また、実証コンソーシアムが広報活動や営業活動のために納品された動画を利用する場合は注文条件に定める通り、使用許諾契約を締結する必要があります。総務省ウェブページから公表された動画を広報活動・営業活動に利用する(ウェブページで参照する等)場合は、当社との使用許諾契約は必要ございませんが、本契約に関する情報発信となるため、発信内容について事前に総務省の承認を得る必要があります。	2022/6/17
22	経理処理	支出計画書項目は再委託先ごとに記載が必要か。例えば、「成果報告書作成」の「人件費」が委託先および再委託の双方で発生する場合、別項目として記載するのか、合算して記載するのか。また、再委託先における間接経費は、支出計画書の「間接経費」に記載するのか。もしくは、直接経費の「その他」等に記載すべきか。	支出計画書は、再委託先ごとに記載頂く必要はございません。コンソーシアム全体の費用内訳としてご提出ください。ただし、費目として分けられるものは、可能な限りブレークダウンしてください。再委託先における間接経費は、適宜まとめて間接経費として記載願います。なお、採択後にご提出頂く「経費支出計画書」は再委託先ごとに分けて提出頂きますため、ご留意願います。	2022/6/17
23	応募方法	【付随資料3】サプライチェーンリスクに係る資料について ①本事業での調達(請求予定の費用)に含まれない機器に関しても記載が必要か。 ②本事業での調達機器ではないが請求予定の費用に含まれるものでも記載が必要か。 ③本事業での調達機器だが、通信機能を有さない下記のような端末についても記載が必要か。 ハンディカメラ、ウェアラブルカメラ、4K映像合成機 など	①②本事業ではサプライチェーンリスク対策を含む十分なサイバーセキュリティ対策が求められます。そのため機器が事業費に含まれるか否かに関わらず、対象機器についてすべて記載ください。 ③通信機能の有無にかかわらず、対象機器について記載ください。	2022/6/17
24	再委託	応募要領2.3.4 再委託等について、以下の場合の工事を担当する会社は再委託先にあたらないと考えているが、定義を確認したい。 ある工事会社は、コンソーシアムメンバーからの仕様に基づく発注により、建柱工事、屋内配線、電源工事など現地工事を担当するため、「情報処理に係る業務や総務省の要保護情報等重要な情報を処理する業務」ではないと考える。	ご質問いただいたケースに関しては、公募要件に定める業務(実証環境の構築)の一部を再委託することとなり、かつ現地工事は役務を伴う委託となりますので、工事担当会社も再委託先に該当します(【付随資料1】の対象となります)。そのうえで、総務省への再委託申請の省略が可能な先か否かについて判断しかねる場合は、採択後に事務局までお問い合わせいただくこととなります。	2022/6/17
25	応募方法	【様式1】エントリーシートについて ①「V.課題実証 3. 過年度事業等との関連性 総務省R3年度ローカル5G開発実証への応募実績」欄は、今年度提案内容と分野が異なっても記載するものか。記載する場合は、「当該応募内容との差異」の欄には「分野が異なるため類似点なし」でもよいか。 ②「V.課題実証 3. 過年度事業等との関連性 過年度ローカル5G開発実証案件との類似点及び差異点」について、今年度提案内容と分野は同じであるもののユースケースが異なる場合は類似する実証案件は選択しなくてもよいか。 ③「VI.実施体制」で様式の欄の数以上記載したい場合はどのようにすればよいか。	①公募要領4.1.2(2)に記載のとおり、応募実績は実証コンソーシアム代表機関が同一か否かに関わらず、実証地域やユースケースおよび想定するユーザ企業(実施体制内外問わず)等から判断するものとします。その観点から、今年度のご提案内容が全く異なる場合は、「実績なし」として記載は不要です。 ②提案するユースケース・ソリューションや検証項目等について過年度事業との類似性がなければ、分野が同じ場合でも「類似する実証あり」を選択する必要はありません。ご提案にあたっては、過年度採択案件や当該報告書を適宜参照いただければと存じます。 ③行が足りない場合は、最後の行に複数社まとめて記載いただくようお願いいたします。	2022/6/17
26	応募方法	【付随資料2】「実施体制に係る資料②」情報保全の履行体制について 情報セキュリティ対策の実施に係る専門部署 について、様式では「インシデント発生時の対策:」の欄があるが、この記載内容とレベルについてはどのようなものになるか。記入スペース内で収まらない場合はどのようにすればよいか。	「社内規定に則り対応を実施」など、貴社内で定められている具体的な対応策を記載ください。もし記入スペースに収まらない場合は、添付資料としてください。ただし、その際は、「情報保全の履行体制」に記載されているどの部署がどのような対応をするのかが容易に分かるようご留意ください。	2022/6/17
27	応募方法	コンソーシアムの代表機関は、連名でもよいか。	代表機関は、当社との契約締結先となりますため、1社・団体としてください。	2022/6/17
28	応募方法	コンソーシアムメンバーについて 地方公共団体等、アドバイザー的な立ち位置で、(【付随資料2】実施体制に係る資料②)にある)管理責任がない場合は、コンソーシアムメンバーに入れてよいか。	「アドバイザー的な立ち位置」であっても、実施体制に入る場合、代表機関は、当該機関に対して管理責任を有しております。	2022/6/17
29	実証環境	故障等により実証が長期停止するリスクを回避するための冗長設備(バックアップシステム、予備機器)を構築することは可能か。	実証環境の構築にあたっては、実証に必要な最小限の設備・機器に限り費用計上が認められます。実証全体を通じて使用しない可能性がある冗長設備を構築する場合は実証コンソーシアムが自己負担するようお願いいたします。	2022/6/17

No.	種別	質問内容	回答	掲載日
30	実証環境	使用する機器については、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講じる必要がある旨は承知したが、各機器にインストールするソフトウェアについて留意点があるか。また、【付随資料3】のような具体的な資料作成等は必要か。	各機器にインストールされているソフトウェアを含め、十分なサイバーセキュリティ対策を講じていただく必要があります。ソフトウェア提供企業については、【付随資料3】の「記載にあたっての留意事項」に記載のとおり、技術提供企業として記載ください。	2022/6/17
31	実証環境	【付随資料3】「サプライチェーンリスク対策に関する資料」について 例えば、ローカル5G関連の機器をコンソーシアムメンバー内のメーカーA社から調達する場合、代替製品は同じくA社の製品でも問題ないか。また、逆にA社とは異なるB社(実施体制に含まれないメーカーとする)を代替製品とした場合に、実証期間中に代替製品の必要性が出てきた場合には、実施体制の変更は可能か。	代替候補機器はサプライチェーンリスク対策であることを踏まえ選定いただきたく存じますが、その前提を踏まえ選定いただいた調達予定機器と代替候補機器のメーカーが同一であるということであれば、これを禁じるものではございません。 実際に実証において代替候補機器を用いる必要性がでてきた場合には具体的な対応(実施体制の変更も含め)について総務省と協議いたします。現時点において、代替候補機器の企業を実施体制に含める必要はございません。	2022/6/17
32	技術実証	技術検証のテーマIで精緻化の対象となるパラメータRについて、実施環境の要件に「基地局設置場所が屋内である」と記載がある。 基地局を屋外に設置するものの、受信端末が屋内に存在する場合の電波の吹込みに関して検証を行う場合はパラメータRは精緻化対象となるか。	屋外に基地局を設置する場合、審査基準のエリア算出法ではRを用いないため、公募要領別紙1に定める「算出法エリア図」と「仮説エリア図」、「精緻化エリア図」の比較が困難だと考えます。 以上より、屋外からの吹込みを見る場合は、Rを精緻化対象とすることは認められません。	2022/6/17
33	応募資格	本年度事業については、追加提案は公募要領に含まれていないが、提案可能か。	本事業(公募)において追加提案はございません。	2022/6/17
34	再委託	実証期間中に提案書に記載の無い事業者もしくは提案書に記載した事業者とは異なる事業者への再委託の必要性が生じた場合、再委託等承認申請手続きを経て、当該事業者へ再委託を行うことは可能か。	公募要領4.1.2(3)に記載のとおり、応募書類一式提出後の実施体制の変更は原則として認めません。 やむを得ず実施体制の変更を希望される場合は、必要性や役割等についてご説明いただいた上で総務省と協議いたしますので、可否について現時点ではご回答はいたしません。	2022/6/17
35	応募方法	代表機関は1社のみか。例えば代表機関が2社(A社、B社)となり、貴社と当該2社でそれぞれ契約をする(貴社-A社および貴社-B社の2本の契約)形態はありうるのか。 また、複数社が法人格をもたない組合を組成し、当該組合が代表機関となって貴社と契約するという形態はありうるのか。	代表機関は1社・団体のみです。また、ご質問いただいたような、複数社による法人格をもたない組合との契約締結はできません。	2022/6/17
36	技術実証	技術実証のII.エリア構築の柔軟性向上の手法として記載のある分散アンテナシステム ([特殊な環境における実証事業]公募要領の7,8ページ)とは、1つのセルを複数のアンテナを使ってエリア化するDAS(Distributed Antenna System)と同等のシステムという理解でよいか。	ご認識の通り、[特殊な環境における実証事業]公募要領の7,8ページにある分散アンテナシステムとは、DASのことを意味します。	2022/6/17
37	経理処理	【様式5】支払計画書について 1. 直接経費のうち、「(3)ローカル5G活用モデルに即した端末システムの検討」「①端末システムの試作及び検証」の部分に記載予定の試作用の部材費については、どの程度の粒度で記載する必要があるか。1台当たりの試作費用×台数でも良いか。	試作の主な要素や単価が異なるもの、調達先が異なるものなど、可能な範囲で試作費用の内訳を仕分けて記載ください。	2022/6/17
38	経理処理	【様式5】支払計画書について 1)費用区分毎の費用を記載することとなっているが、各作業費(人件費)について、各社およびスキルレベル毎の単金を設定する形でよいか。予め単金指定など前提条件があれば、お示しいただきたい。 2)直接経費に加えて、間接費については、販売費を除く一般管理費を計上可能と理解しているがよいか。また、その際に予め指定されている間接費率の基準値や上限などはあるか。	1)単価の指定及び条件はございません。 2)管理費は計上可能です。間接費率の基準値や上限はございません。	2022/6/17
39	経理処理	公募要領2.7.3や支出計画書等に人件費の項目があるが、社内規定にて公的研究資金の提供を受けて実施する委託事業あるいは補助事業では原則労務費を請求しないこととしており、人件費を計上しない形での応募を考えている。 人件費を計上しない形での提案で問題ないか。	本事業は請負契約であり、公的研究資金に基づく補助事業ではございません。従って、人件費の計上は可能です。	2022/6/17
40	実証環境	公募要領中の「別紙1 テストベッド環境詳細」の「II.設置される機器等の情報」に「通信性能評価機能を具備すること」とあるが、この機能を利用するにあたり、端末システム試作者側でどのような機能を準備しておく必要があるか。	テストベッド環境の利用方法等については採択後に詳細をご案内予定です。当該機能の利用を前提とせず、端末システム側の機能で通信性能を測定することを前提にご提案下さい。	2022/6/21

No.	種別	質問内容	回答	掲載日
41	実証環境	端末システム試作者がテストベッド環境に設置されるコア設備を操作し、端末システム試作者が持ち込む端末に対してPingを実行することや、iperfを実行することは可能となる予定か。	テストベッド環境の利用方法等については採択後に詳細をご案内予定です。	2022/6/21
42	実証環境	テストベッド環境に設置される基地局機器の空中線電力やアンテナ種別、アンテナ放射パターン、アンテナ設置位置、アンテナ設置角度等の無線諸元は端末システム試作者に開示される予定か。	基地局機器の無線諸元は開示される予定です。どこまで詳細な情報が開示可能かは、採択後に詳細をご案内予定です。	2022/6/21
43	実証環境	公募要領中の「別紙1 テストベッド環境詳細」の「Ⅱ. 設置される機器等の情報」に記載されているMIMO機能や変調方式は端末システムとの接続時に動的に変わるパラメータと思われるが、どの状態で動作しているかをテストベッド環境利用時に端末システム試作者側が確認することは可能か。	確認可能となる予定です。どこまで詳細な情報が確認可能かは、採択後に詳細をご案内予定です。	2022/6/21
44	実証環境	公募要領中の「別紙1 テストベッド環境詳細」の「Ⅱ. 設置される機器等の情報」には準同期運用のUL/DL比が記載されていないが、テストベッド環境の機器は準同期運用に準拠していないということか。	「別紙1 テストベッド環境詳細」に記載しているのはあくまでも「UL/DL比は、ローカル5Gの同期運用に準拠した2:8に対応すること。」であり、「準同期運用に準拠していない」とは限りません。未定ですが、準同期運用に準拠した機器が設置される可能性もございます。テストベッド環境の詳細は採択後に詳細をご案内予定です。	2022/6/21
45	応募方法	公募要領2.2.3 4)ローカル5G活用モデルの実装計画の作成において「作成する事業計画の期間については最低5年間とし、ローカル5G活用モデルに応じて、可能な限り、長期の計画を作成すること」とあるが、本公募の収支計画に装置類を維持するための5年間の保守費等を購入費の一部として含めてもよいか(購入費用+5年保守費)。	収支計画含む実装計画の作成にあたっては、装置の保守費の他、各種運用経費も含め、実装に係る経費を整理頂くことが望ましいです。なお、ご質問頂いた「本公募の収支計画」が、本実証事業費の支出計画を指しているようでしたら、実証期間後の費用を計上することは認められませんので、ご留意願います。	2022/6/21
46	契約	情報管理に関する計画書を契約締結後1週間以内に作成する旨の記載があるが、計画書のひな型や記載例等の提示は予定しているか。	「情報管理計画書」は、「情報保護・管理要領」の「適用範囲」に記載のとおり、「本契約に係る作業で取り扱う当社を通じて主管課が交付又は使用を許可した全ての情報」を対象としております。現状、契約時点において実証コンソーシアム代表機関に当該情報を交付又は使用を許可する予定はございませんが、当該情報の交付又は使用を許可する必要がある場合には、その時点で「情報管理計画書」をご提出いただくこととなります。その際には、記載方法についてご提示する予定です。	2022/6/21
47	応募方法	【付随資料3】サプライチェーンリスク対策に係る資料について 1)応募書類提出後、「Ⅰ. 調達予定機器一覧」および「Ⅱ. 代替候補機器一覧」に記載した機材以外が必要なことが判明した場合、使用することは可能か。 2)公募要領4.1.2(3)表 4-2「サプライチェーンリスク対策に係る資料の対象機器区分」に関して、漏洩同軸ケーブルやDASなど、光ファイバを用いていない部材は一覧に記入する必要があるか。記入する場合の区分は④ 伝送路設備か。	1)公募要領の「3.2 審査基準」に記載のとおり、実証システムの安全性確保は審査項目のひとつであることから、応募書類提出後に機器を追加・変更等することは原則として認めません。やむを得ず機器を追加・変更等を希望される場合は、必要性や安全性等についてご説明いただいた上で総務省と協議いたしますので、可否について現時点ではご回答はいたしません。 2)④伝送路設備に記載ください。ただし、DASにつきましては実際の対象設備を踏まえて基地局/無線設備など適切な区分に記載ください。	2022/6/21
48	応募方法	公募要領2.2.1(6)について 「基地局、コア設備等については、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)に基づく開発供給計画認定を受けた実績を有する事業者が開発供給した機器であること。同認定を受けた実績のない事業者が開発供給した機器にあつては、「ローカル5G導入に関するガイドライン 2」に記載の「サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策」を講じていると認められること」という記載があるが、この記載の意味は、開発供給計画認定を受けた実績を有する事業者の開発供給した機器であれば、実際に開発供給計画認定を受けた機器でなくても、同じ事業者からの開発供給であれば認められる、という解釈で正しいか。	正しくありません。 公募要領2.2.1(6)「基地局、コア設備等については、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)に基づく開発供給計画認定を受けた実績を有する事業者が開発供給した機器であること。」の要件への対応は、認定を受けている当該計画の機器(基地局・コア設備等)を使用する場合を指します。 開発供給計画認定を受けた実績を有する事業者であっても、その事業者が認定を受けた機器以外を使用する場合は、「サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策」を講じていると認められること」をお示し願います。	2022/6/21